

特定随意契約による役務の提供について（契約前公表）

役務の提供について、次のとおり地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を締結しようとしているので、奈良県契約規則第 16 条の 2 第 2 項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 3 月 13 日

奈良県うだ・アニマルパーク振興室長
古川 弘明

1 契約の名称及び数量

名称：令和 6 年度案内係業務委託

※ 詳細は別紙仕様書のとおり

2 契約相手方の選定基準

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 37 条第 1 項に規定するシルバー人材センターであること。

3 契約相手方の決定方法

- (1) 期限までに有効な見積書を提出したシルバー人材センターのうち、予定価格の範囲内の価格で最低価格を提出したシルバー人材センターを契約の相手方とします。
- (2) 最低価格となる額を 2 人以上が提出した場合、くじにより契約の相手方を決定します。
- (3) 予定価格の範囲内の価格を提出したシルバー人材センターがない場合には、入札執行の例により相手方を決定します。
- (4) (3) によっても決定しない場合には、不調とします。

4 見積書の提出期限及び提出先

(1) 提出先

住 所：宇陀市大宇陀小附 89

所 属：うだ・アニマルパーク振興室 地域振興係

宛 名：うだ・アニマルパーク振興室長

(2) 提出期限

令和 6 年 3 月 28 日（木）13 時

(3) その他

- ① 見積書には上記 2 の基準に該当する者であることを明らかにする書類を添付してください。
- ② 次の場合には当該見積書が無効となりますのでご注意ください。
 - ア 上記 2 に該当しない者が提出した見積書
 - イ 記名押印を欠く見積書
 - ウ 重要な文字の誤脱等により必要な事項が確認できない見積書
 - エ 価格を加除訂正した見積書
 - オ 開封に際して、公正な開封の執行を害する行為があったと認められる場合

5 契約事務を担当する所属

所 属 名 うだ・アニマルパーク振興室 地域振興係

住所：宇陀市大宇陀小附 89

電話：0745-83-2563（ダイヤルイン）

FAX：0745-83-2573

6 契約の解除等について

- (1) 決定後、契約締結までの間に、決定者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。
- ① 決定者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。））、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
 - ② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
 - ③ 決定者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
 - ④ 決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
 - ⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、決定者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が①から⑤までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (2) 契約締結後、契約者について(1)の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。
- なお、(1)の①、③、④及び⑤中「決定者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

令和6年度案内係業務委託仕様書

1 目的

県営うだ・アニマルパークにおいて、公園入口及び駐車場周辺で来園者に対する案内及び来園者数の計測を実施することにより、来園者数の把握及び来園者の円滑な誘導を達成することを目的とする。

2 履行場所

県営うだ・アニマルパーク 第1駐車場、第2駐車場及びその周辺地域

3 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

4 履行日時

県営うだ・アニマルパークの開園日（別途協議する日） 9時00分から16時30分

5 業務内容

- (1) 県営うだ・アニマルパーク進入路付近、第1駐車場、第2駐車場、公園入口及び園内での案内等の実施。
- (2) 第1駐車場及び第2駐車場における来園者数の計測。

6 見積について

業務における事務費等の諸経費を含めた1時間あたりの人件費単価（給与相当額も明記すること。）を算出すること。

7 その他

- (1) 業務で使用する備品等は、発注者が提供する。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、別途発注者と協議し定めるものとする。